

議案第八十七号

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「九三七、四〇〇円」を「九三八、六〇〇円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定によ

る給与の内払とみなす。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するため、本案を提出いたします。